

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（**新設**・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	認定新規就農者が一定の貸付けを受けて機械装置等を取得した場合の課税標準の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条の規定に基づき、市町村により公表された人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体として位置づけられることにより、将来、農村地域の維持・活性化に貢献することが期待される認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を市町村から受けた者をいう。以下同じ。）が、青年等就農資金及び農業近代化資金を利用して取得した機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備（以下、「機械装置等」という。）。</p> <p>・特例措置の内容 上記により取得した機械装置等について、固定資産税が課せられることになった年度から5年度分の固定資産税に限り、課税標準を2分の1とする。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] ▲135 (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、『農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という役割を十分に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要である』としている。</p> <p>また、『担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等の実現などを総合的に推進する』とともに、『認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う』と明記されている。</p> <p>さらに、『将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題であり、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する』とされており、こうした青年層の新規就農意欲を喚起するため、『無利子資金の貸付け等により、農業機械等の取得に係る初期投資の負担軽減を図る』こととされている。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国農業においては、基幹的農業従事者の高齢化が進展しており、持続可能な力強い農業構造改革を加速化することが必要であり、このためには、次世代の地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を確保していく必要がある。</p> <p>特に、集落・地域での徹底的な話し合いを通じて、地域農業の5年後、10年後に抱えるであろう危機を認識・共有するとともに、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化（人・農地プラン）し、地域の危機への備えについて合意形成していくことが重要である。</p>	

このような中で、地域の中心経営体として期待される新規就農者を増加させていくため、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者の就農を支援し、新規就農者の定着を促進していくことが重要である。

しかしながら、新規就農にあたっては、

- ① 機械装置等の導入により、多くの初期投資が必要であるが、農業収益が安定せず、就農5年目以下では8割の新規就農者の生計が成り立たない現状である
- ② 就農1年目に要した費用のうち、7割以上が機械・施設等の費用であり、十分な所得が得られていないにもかかわらず、固定資産税が課され負担となっているなどの課題がある。

このため、農業の競争力・体質強化を図り持続可能な力強い農業構造の実現を図っていくためにも、将来の地域農業を担う新規就農者の初期投資に係る負担を軽減し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定による農業への定着を、融資と税制で一体的に後押ししていくことが必要不可欠である。

本要望に
対応する
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農産漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>
	政策の達成目標	新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年2月1日時点（基準年）における40代以下の農業従事者数は、31.1万人。 ・2018年2月1日時点における40代以下の農業従事者は、33.4万人。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度：1,000件（見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により、農村地域の維持・活性化に貢献する認定新規就農者の初期投資による負担軽減が図られ、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定に資することにより、農業への定着等に繋がることから、将来において効率的かつ安定的な農業の担い手の育成・確保と持続可能な力強い農業構造の実現のための生産基盤となる農地の確保に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、就農準備段階や経営開始時を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業（令和元年度予算額：155億円） ・認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金（令和元年度融資枠：135億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、農業の競争力・体質強化を図り持続可能な力強い農業構造の実現を図っていくため、将来の地域農業を担う新規就農者の初期投資に係る負担を軽減し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定による農業への定着を、融資と税制で一体的に後押ししていくものである。
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、農村地域の維持・活性化に貢献する認定新規就農者が一定の貸付を受けて機械装置等を取得した場合の当初5年間の負担軽減を図るものであり、融資を活用し、担い手の自主性と創意工夫を尊重した機械装置等の取得が行われることとなる。</p> <p>こうした担い手を育成・確保していくことは、持続可能な力強い農業構造を実現していくために極めて有効な手法である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—